



Wacom Co., Ltd.
Sumitomo Fudosan Shinjuku
Grand Tower 31F, 8-17-1 Nishi-
shinjuku, Shinjuku-ku
Tokyo, 160-6131, Japan
URL: www.wacom.com

2026年1月30日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 御中

株式会社ワコム

申入書について

貴会が当社宛てに送付された2025（令和7）年12月4日付け「申入書」と題する文書（以下「本件申入書」といいます。）につきまして、以下のとおり回答いたします。なお、本文書における「当社EULA」とは、現時点（修正前）における最新版である2025年時点のものを指します。

下記のとおり当社EULAに修正を加えることを予定しております。貴会におかれまして修正予定内容に異論がもしもございましたら、2026年2月末日までに頂戴できますと幸いです。ご連絡がない場合は異議ないものとして修正手続を進めることを予定しておりますのでご承知おきいただければと存じます。

第1 当社EULA第4条（契約の終了）について

同条項につきましては、本件申入書において、貴会より「当該条項の記載からは…『その適用が…重大な事態を想定した場合のみに限定している』と読み取ることはできず…一般消費者からすると、当該条項に基づき、貴社が恣意的な判断により本件契約を自動終了させることができると認識しても不思議ではありません」とご指摘いただきました。

貴会のご指摘を踏まえ、お客様にとってより分かりやすい記載を目指す観点から、同条項を以下のとおり修正予定です。なお、修正箇所については、赤文字の表記としております。

『本契約は終了するまで有効となります。さらに、お客様による本契約の条件に対する**重大な**違反があった場合は、ワコムから通知や措置を行うことなく、本契約における**お客様の権利およびライセンスは自動的に終了し、無効となるものとします。は本契約を直ちに解除することができるものとします。**本契約の終了に伴い、お客様は本ソフトウェアの使用をすべて中止し、本ソフトウェアおよびそのコピーすべて（バックアップコピーおよびすべての文書を含む）をインストールされたコンピューターやその他同



Wacom Co., Ltd.
Sumitomo Fudosan Shinjuku
Grand Tower 31F, 8-17-1 Nishi-
shinjuku, Shinjuku-ku
Tokyo, 160-6131, Japan
URL: www.wacom.com

様のデバイスから永久に削除し、復元できないようにするものとします。本契約が終了した場合も、第1条、第2条2項、第2条5項、第3条2項、第4条、および第5条は存続するものとします。』

第2 当社 EULA 第5条第1項（準拠法）について

同条項につきまして、本件申入書において「本契約に起因・関連するあらゆる紛争について、一般消費者がその居住地の管轄裁判所等で提訴することを排除して、東京地方裁判所での提訴を強いられることになる」として、消費者契約法第10条に該当し無効であると考える旨ご指摘いただきました。また、これに関連して仙台高裁令和3年12月16日判決について言及されております。

当該ご指摘を真摯に検討いたしました。当社の販売する製品につきましては、仙台高裁令和3年12月16日判決とは事案を異にし、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として定める当社の条項が消費者契約法第10条に反するものではないと思料いたしますので、当社 EULA 第5条第1項の内容を維持したいと考えております。

仙台高裁令和3年12月16日判決におきましては、顧客の多くが特定の市内（仙台市内）を中心とする特定の県（宮城県）に在住し、販売製品の設置も特定の県内（宮城県内）でされていた事案において、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を専属管轄とすることは事業者の営業の実情に照らして合理的な理由が認められない旨判示されました。上記裁判例における事案と異なり、当社は特段販売地域や対象のお客様を限定しておりませんので、日本における人口比に鑑みますと東京及びその近郊に在住するお客様がむしろ最も多いものと考えられます。したがって、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることについて当社の営業の実情に照らして合理的理由があるものと思料いたします。また、当社の管理機能等は東京支社に集中しているため、他の都道府県で訴訟が提起される場合に比して一般的に迅速な対応が可能であり、この観点からも上記裁判例にいう「合理的理由」が基礎づけられるものと存じます。以上につきましてご理解賜りますと幸いです。

第3 当社 EULA 第5条第2項（責任の制限）について

同条項につきまして、本件申入書において「貴社に重過失に至らない過失があった場合の責任について明確に制限している旨は読み取ることができず、法的な知識が十分にあるとは限らない一般消費者からすると、貴社が損害賠償責任を負うのか否かや、責任の範囲が不明確であり、消費者が本来請求可能な場面における損害賠償請求が抑制されるという点で不当である」とのご指摘をいただいております。

同条項につきましては、現行の文言においても、当社に重過失に至らない過失があつ



Wacom Co., Ltd.
Sumitomo Fudosan Shinjuku
Grand Tower 31F, 8-17-1 Nishi-
shinjuku, Shinjuku-ku
Tokyo, 160-6131, Japan
URL: www.wacom.com

た場合には最終文(iii)の反対解釈から当社の責任が制限される旨はご理解いただけるものと考えております。もっとも、お客様にとってより分かりやすい記載を目指す観点から、以下のとおり修正予定です。修正箇所については、赤文字の表記としております。

『~~法律で許容される最大限の範囲において、~~(i) いかなる場合でも、いずれの当事者も、それが契約上の行為であるか不法行為であるかを問わず、いずれかの当事者または第三者が被った間接的、付随的、特別、結果的、または懲罰的損害、あるいは利益、収益、事業上、割引、データ、使用上の損失または代替調達のコストに関連する損害について、相手方がかかる損害発生の可能性について通知を受けていた場合、またはかかる損害を予見できていた場合においても、責任を負わないものとし、また、(ii)いかなる場合も、本ソフトウェアまたは本契約に関連して、またはそれに起因してお客様が被った損失、損害、費用、または経費に対するワコムの責任は、お客様が本製品に対して支払った金額を超えないものとし、両当事者は、第5条2項および本契約の他の条項での責任の制限、ならびに本契約におけるリスクの配分が、当事者間の取引の不可欠な要素であり、これがワコムが本契約を締結した不可欠の条件であることを認識するものとし、ワコムによる本製品の価格設定は、上述のリスクの分担と責任制限を反映したものです。上記にかかわらず、本契約のいかなる規定も、(i) ワコムまたはその従業員もしくは代理人の過失に直接起因する死亡または人身傷害、(ii) ワコムまたはその従業員もしくは代理人の詐欺的行為または不作為、(iii) ワコム側の故意の違法行為または重過失(なお、ワコムに軽過失があるに留まる場合には、ワコムの責任は本条項の記載に従い制限されるものとし)、(iv) 適用される現地法によって除外できない賠償責任におけるお客様に対するワコムの責任を制限するものではありません。』

以上、ご確認の程よろしくお願いたします。